

障がい福祉サービスの利用の流れ

市役所 : ⑬福祉総合窓口 ⇒ ⑯・⑰障がい福祉課
総合支所 : 市民福祉課
(指定相談支援事業所を通じての申請も可)

① 相談・申請

市役所（各総合支所）または相談支援事業所に相談します。サービスが必要な場合は、市役所（または各総合支所）に申請書類を提出します。

② サービス等利用計画案の作成依頼

指定相談支援事業所にサービス等利用計画案の作成依頼をします。

サービス等利用計画とは？

利用者の方のサービス利用の意向や状況等をふまえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し作成する計画で、各市町村の指定を受けた事業所（指定相談支援事業所）の相談支援専門員が作成します。

※計画作成にあたり利用者の方が負担する費用はありません。

③ 認定調査概況調査

障がいのある人本人または保護者などと面接して、心身状況や生活環境などについての調査を行います。（80項目の調査）

※認定調査票・概況調査票…全国統一様式

調査員は、市から委託を受けた事業所職員または市職員

④ 審査・判定

障がい支援区分認定審査会

障がい支援区分認定

調査の結果、どれくらい障がい福祉サービスが必要な状態であるか（障がい支援区分）が決められます。

なお、18歳以上の人には、利用を希望する障がい福祉サービスの種類によって、「調査結果」及び「医師意見書」をもとに、審査会で審査・判定が行われます。

※ 障がい支援区分

介護給付の必要度に応じて適切なサービスが利用できるよう、障がい者等に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）をいいます。

※ 認定審査会にかける前に、コンピューターで支援の必要度を判定します。
(一次判定)

※ 認定審査会は、鳥取県東部広域行政管理組合で実施します。
(二次判定)

※ 「訓練等給付」の場合は、④障がい支援区分認定審査会はありません。
(障がい支援区分が不要のため。一部例外あり。)

⑥ サービス等利用計画案の提出

②で指定相談支援事業所に依頼したサービス等利用計画案を、市に提出します。（指定相談支援事業所を通じての申請も可）

↓

⑦ 支給決定 (受給者証の交付)	<p>鳥取市が、障がい支援区分やサービス等利用計画案をもとに障がい福祉サービスの支給量などを決め、その決定内容を通知し、障がい福祉サービス受給者証を交付します。</p> <p>※ 障がい福祉サービス受給者証 障がい福祉サービスの利用に必要な情報が記載されている冊子です。</p>
-----------------------------	---

↓

⑧ 事業者と契約	<p>障がい福祉サービスを利用する事業者を選択します。 事業者に受給者証を提示し、利用に関する契約をします。</p>
-----------------	--

↓

⑨ サービス利用	<p>障がい福祉サービスの利用を開始します。 ※ 原則として障がい福祉サービス利用料の1割を支払います。</p>
-----------------	--

※ 指定相談支援事業所を通じて、サービス等利用計画(本計画)を提出。

認定された障がい支援区分により受けられるサービスが異なります。

上図を参照ください。 (※サービスによっては障がい支援区分以外にも要件があります。)

介護給付	サービス	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
介護給付	居宅介護 (☆)	<input type="radio"/>					
	重度訪問介護 (☆)				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	行動援護 (☆)			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	同行援護 (☆)		<input type="radio"/>				
	※身体介護を伴わない場合は障がい支援区分の認定は必要としない						
	短期入所 (☆)	<input type="radio"/>					
	療養介護						<input type="radio"/>
	※筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者は、区分5以上						
	生活介護			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	※50歳以上は区分2以上						
	重度障害者等包括支援 (☆)						<input type="radio"/>
	施設入所支援				<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	※50歳以上は区分3以上						

(☆) は児童も利用可能なサービスです。

障がい福祉サービスを利用し始めてからも、実際の生活において不便はないか、計画を入れることで良くなつたことなどを、決められた期間ごとに話し合い、必要に応じて計画内容を変更します（モニタリング）。

モニタリング実施期間は、利用者の状況や利用しているサービス内容等によって、鳥取市が定める期間ごに行われます。